

大田区教科用図書採択要綱

	平成 12 年 3 月 24 日	大田区教育委員会決定
全部改正	平成 13 年 3 月 26 日	大田区教育委員会決定
一部改正	平成 16 年 3 月 25 日	大田区教育委員会決定
一部改正	平成 17 年 4 月 22 日	大田区教育委員会決定
一部改正	平成 20 年 5 月 28 日	大田区教育委員会決定
一部改正	平成 21 年 4 月 22 日	大田区教育委員会決定
一部改正	平成 29 年 4 月 26 日	大田区教育委員会決定
一部改正	令和元年 5 月 13 日	大田区教育委員会決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）の規定に基づき、大田区立学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(採択のための組織)

第 2 条 教育委員会は、大田区立学校において使用する小・中学校用図書を種目ごとに 1 種採択する。

2 前項の規定による採択を行うため、教育委員会は教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び教科用図書資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）を設置する。

(採択の方針)

第 3 条 教育委員会は、大田区の教育目標実現に向けながら、次の事項に留意し、総合的に判断して採択を行う。

(1) 採択の対象となる教科書について、十分調査研究を行い、公正に審議すること。

(2) 区民及び学校等の意向を十分配慮すること。

(調査委員会の職務)

第 4 条 調査委員会は、教育委員会からの依頼に基づき、採択をする全教科、全種目の教科書について、調査資料を作成する。

(調査委員会の組織)

第 5 条 調査委員会の組織等はおりのとおりとする。

(1) 調査委員の資格要件は、次のとおりとする。

ア 教科書に関する事項について、幅広い視野から調査が行えること。

イ 教科書の採択に利害関係がないこと。

(2) 調査委員会の委員定数は、15 名以内とし、その構成は、次のとおりとする。

ア 学識経験者 3 名

イ 学校関係者 3 名（大森・調布・蒲田の 3 地区から各 1 名）

ただし、小・中学校同時に採択する場合にあっては、6 名（大森・調布・蒲田の 3 地区から各 2 名）

ウ 区民代表 3 名（大森・調布・蒲田の 3 地区から各 1 名）

ただし、小・中学校同時に採択する場合にあっては、6 名（大森・調布・蒲田の 3 地区から各 2 名）

(3) 調査委員会の運営

- ア 委員長1名、副委員長1名を置き、選出については、委員の互選による。
- イ 委員長は、委員会を統括する。
- ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- エ 調査委員会は、委員の半数以上の出席をもって開会し、及び採決することができる。
- オ 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

2 委員の委嘱は、教育長が行う。

(調査資料作成要領)

第6条 調査委員会は、次の要領で、教育委員会の採択審議にかかわる調査資料を作成し報告を行う。

- (1) 採択をする全教科、全種目にかかわる調査報告書を作成する。
- (2) 各教科書の特色等に留意して具体的に記述し、単に教科書相互の比較は避ける。
- (3) 各学校及び教科書センターに寄せられた区民の意見を整理する。

(資料作成委員会の職務)

第7条 資料作成委員会は、調査委員会からの依頼に基づき、教科、種目別に、必要な情報を収集、整理の上、客観的な資料を作成する。

(資料作成委員会の組織)

第8条 資料作成委員会の組織は次のとおりとする。

(1) 資料作成委員の資格要件

- ア 大田区立学校の教育職員であり、校長の推薦を受けた者であること。
- イ 教職経験が豊かで、教育研究に実績があること。
- ウ 過去3年間、教科書及び同指導書の著作・編集に関与していないこと。

(2) 資料作成委員会の委員定数は、小学校66名、中学校60名とし、その構成は、次のとおりとする。

- ア 資料作成委員会は、小学校・中学校別に組織し、教科ごとに教科部会を設置する。
- イ 小学校の委員は、各教科(国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、体育、家庭、外国語)、道徳科ごとに、それぞれ6名とする。
- ウ 中学校の委員は、各教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語)、道徳科ごとに、それぞれ6名とする。

(3) 資料作成委員会の運営

- ア 小・中学校別委員会に、それぞれ、委員長1人、副委員長1人を置き、選出については、委員の互選による。
- イ 委員長は、資料作成委員会を統括する。
- ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(4) 教科部会の運営

- ア 各教科部会にそれぞれ、部会長1人、副部会長1人を置き、選出については、委員の互選による。
- イ 部会長は当該教科の資料作成を統括する。

ウ 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 委員の委嘱は、教育長が行う。

(資料作成要領)

第9条 資料作成委員会は、次の要領で資料を作成する。

(1)採択をする全教科、全種目について、必要な情報を収集、整理し、客観的な資料を作成する。

(2)資料作成の観点、教育長が別途定めるところによる。

(委員の任期)

第10条 調査委員会及び資料作成委員会の委員の任期は、委嘱の日からその年の8月31日までとする。

(審議の公正確保)

第11条 採択の公正・適正を確保するため、調査委員会及び資料作成委員会の審議は非公開とする。

(採択の時期)

第12条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(採択の特例)

第13条 前回の採択から新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がない場合は、第2条第2項に規定する調査委員会及び資料作成委員会を設置することなく、前回の採択で用いた調査資料を利用し、採択することができる。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

第14条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を使用する必要があると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置校の校長会が審議し、適切と考える教科用図書を教育委員会へ報告する。

(所管)

第15条 教科用図書の採択に関する庶務は、大田区教育委員会事務局指導課が所管する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、教科用図書の採択に関する必要な事項は、教育長が別に実施細目を定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。